

新婚さんの新生活を 応援します



■対象となる世帯

- 次の①～⑦の全てに当てはまる世帯
- ①平成31年1月1日から令和2年2月14日までに婚姻届を提出し受理されている
 - ②婚姻日において夫婦ともに34歳以下である
 - ③平成30年中の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満である(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額)
 - ④平成31年1月1日から令和2年2月14日までの間に結婚を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されている
 - ⑤他の公的制度による家賃補助を受けていない
 - ⑥過去にこの制度に基づく補助を受けていない
 - ⑦市税の滞納がない

■補助額 1世帯あたり18万円を上限

■対象となる経費

物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越し業者や運送業者に支払った実費

■申請期限 2月14日(金)まで

※予算がなくなり次第、受付終了
詳しくは☎へ

☎地域創生推進課(東庁舎)

☎71・2316 ☎72・2000

本人通知制度を利用して 不正取得を防止しましょう

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者(国または地方公共団体の機関を除く)に交付した場合に、事前登録をした人に対して、交付した事実を郵送により通知する制度です。この制度により、住民票の写しなどの不正請求や不正取得による個人の権利の侵害を防止・抑止させる効果があります。

■登録できる人 市に住民登録または本籍がある人(除かれた人も含む)

■持ち物 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)、印鑑

※代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本など資格を証明する書類(市で確認できる場合は不要)も持参してください。

■申請場所 市民課(東庁舎)、市民課分室(西庁舎)

☎市民課(東庁舎) ☎71・2323 ☎72・2460

新しい人権擁護委員を紹介します

1月1日付けで次の人が人権擁護委員として法務大臣から委嘱を受けました。人権に関することでお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。(敬称略)

中村善司(正福寺) 西山由貴栄(みどりの村)

☎人権擁護課(西庁舎) ☎77・8512 ☎77・4101

為替相場等が上がるか下がるかを予想する金融商品である、バイナリーオプション取引の相談が増加しています。予想がはずれると損失が出てしまい、短期間に何回も取引できるため損失額が大きくなるおそれがあるの
で注意が必要です。海外



SNSで知り合った人から「必ず稼げる」とバイナリーオプション取引を行っている海外の業者を紹介され登録した。取引口座を開設後入金し、何度が取引したがなかなか儲からない。解約したいと思業者に出金を求めたが応じてもらえない。

☎消費生活センター(東庁舎)
☎71・2360
☎72・3788

(出典：国民生活センター)
の業者でも日本の居住者のために、または日本の居住者を相手方として金融商品取引を業として行う場合は、金融商品取引業の登録が必要ですが、トラブルが発生している海外の業者に関しては、登録が確認できていません。登録の有無については、金融庁のウェブサイトで確認することができます。バイナリーオプション取引はリスクの高い取引であることをよく理解し、「必ず儲かる」などといった甘いセールストークは鵜呑みにせず、無登録の業者との取引は行わないようにしましょう。

消費者
悩みの相談室

詐欺的な投資勧誘に注意!
SNSをきっかけにした
20歳代の被害が目立ちます